

# 第14回民間利活用作業班での検討課題に対する 主なご意見について

# 第14回民間利活用作業班での検討課題に対する主なご意見について

- 第14回民間利活用作業班では、以下のように各検討課題への事務局資料に示す対応内容について了解を得た。

## 課題①：「対象とする情報」及び「対象事業者」の定義

### ■ 全体的な方針等については、事務局資料の内容で了解を得た。

- 「医療機関等から個人に提供され提供」の具体的な提供方法については、解釈の余地がある。具体的内容を本編に記載しづらい部分だと思うので、事業者の理解が進むようにQA等で補足してほしい
  - Q A 等に対応することを予定
- P H R で取得できる情報の集積が研究の対象のもとになるのか。
  - 「専ら研究開発の推進等を目的として利用される」場合のみの事業者については、現行指針において対象外となる旨、記載済み

## 課題②：最新のセキュリティ対策への対応

### ■ 全体的な方針等については、事務局資料の内容で了解を得た。

- 対策を例示する際に、取組みを実施しない場合、どのようなリスクがあるのかについて詳しく記述頂けると取り組む必要性が理解しやすい。
  - 全体的なバランスを考慮しながら今後検討する。

## 課題③：無害化処理の要否

### ■ 「無害化処理」の記述を削除し、事務局資料の内容とすることで了解を得た。

## 課題④：インポート／エクスポート機能具備の要否

### ■ 「インポート／エクスポート機能」の記載内容等については、事務局資料の内容で了解を得た。

# Appendix

# 第14回民間利活用作業班での検討課題に対する主なご意見について（詳細） < 1 / 4 >

カテゴリ	主なご意見	対応方針
<b>課題①「対象とする情報」及び「対象事業者」の定義</b>		
「対象とする情報」の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「個人が自ら測定又は記録を行うものであって、医療機関等に提供する可能性がある情報」について、「提供」はデジタルで情報を渡す場合のみを示すのか、または他の媒体を経由して共有することや、提示された画面の情報を医療機関において入力するものも含むのか。本編に記載しづらい部分だと思うので、事業者の理解が進むようQA等で補足してほしい。（鹿妻委員）</li> <li>● 「要配慮個人情報」の中に予防接種歴が含まれるのか否かがわかりづらい。「いずれか」などの言葉を用いて予防接種歴は要配慮個人情報に含まれないが、今回は対象として扱うことがわかるように記載してほしい（石見委員代理 高橋氏）</li> <li>● 「個人自ら測定又は記録を行うものであって、医療機関等に提供する情報」として、乳幼児検診、特定健診、薬剤情報等が挙げられているが、学校検診がこちらに抜けてしまうのは残念という率直な感想を持っている。また、「医療機関等からの提供された内容」という中には、学校医、産業医との面談内容についても個人の入力ということで、情報として入力いただけると非常にありがたい。その点に関しては、今後検討する余地があるのではないか。（黒瀬委員）</li> <li>● マイナポータル経由で生活情報、一般医薬品等の情報を正しく確認できるようになるとよい。（田中委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ QA等により対応の予定</li> <li>■ 必要に応じて表現の修正を検討</li> <li>■ 今後の対応のご意見として伺った</li> <li>■ 今後の対応のご意見として伺った</li> </ul>
研究対象としての利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● PHRで取得できる情報の集積が研究の対象のもとになるのか。（小野寺委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「専ら研究開発の推進等を目的として利用される」場合のみ事業者については、本指針での対象外</li> <li>■ サービス利用結果を研究に活かす場合には対象となりうる</li> </ul>

## 第14回民間利活用作業班での検討課題に対する主なご意見について（詳細） < 2 / 4 >

カテゴリ	主なご意見	対応方針
<b>課題①「対象とする情報」及び「対象事業者」の定義（続き）</b>		
情報の信頼性・精度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データを用いて診療を提供する場合、データの精度が重要だと考える。デジタル化したものであればすべて同様に扱う理解でよいのか（北岡委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ PHRサービス事業協会内のワーキングにおいて議論を進めており、そちらでの対応を想定。</li> </ul>
「対象事業者」の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療機関を含むことには賛同（光城委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ご了解のご意見として伺った</li> </ul>
民間事業者間の役割分担の合意	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来は①「開発者と提供者が同一民間事業者による開発・提供」が念頭にあったが、昨今は③「開発者と提供者が別民間事業者による提供」、④「開発者と提供者が別民間事業者以外による提供」など、複数事業者で連携する場合が生じつつある。安定したサービス運用およびセキュリティの観点からも、連携ができないと脆弱性が生じる可能性がある。③、④については、役割分担を民間事業者間で適切に合意しておく必要がある。全体として適切に要件を満たせるように指摘するのがよいのではないかと（落合委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事務局案をベースに、ご指摘を勘案して改定案を記載する予定</li> </ul>

## 第14回民間利活用作業班での検討課題に対する主なご意見について（詳細） < 3 / 4 >

カテゴリ	主なご意見	対応方針
<b>課題②「最新のセキュリティ対策への対応」、課題③「無害化处理の要否」</b>		
第三者認証の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>● PマークやISMS認証など、第三者認証の取得を勧める記載があるが、基本的指針のチェックリストとどのように整理すればよいのか、中小企業側が混乱するのではないか。（石見委員代理 高橋氏）</li> <li>● 自治体の参加に伴い、自治体がPマークを取得していくのか否かも検討できると良いのではないか。（石見委員代理 高橋氏）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 今後、第三者認証で求める対策項目と前提となる情報などを勘案し、必要に応じて検討・整理</li> <li>■ 地方公共団体においてISMSは取得できるため、必要に応じてQA等において記載を検討</li> </ul>
無害化处理の要否	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無害化处理の実装については、企業側の負担が大きい。目的を見失わず、対策の幅を広げることには賛成（井上委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 今回の資料の方針を踏まえて改定案を作成</li> </ul>
セキュリティ対策の例示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● （対策を）例示する際に、取組みを実施しない場合、どのようなリスクがあるのかについて詳しく記述頂けると取り組む必要性が理解しやすくなると思う（井上委員）</li> <li>● 対策の観点においては、記載内容すべてを必須で対応するわけではなく、合理的に行うことでよいと考える。</li> <li>● リスク管理自体は、手法などの取組みは一意に決めずに実施したほうがよいのではないか。例示は必要だと思うが、拘束的な位置づけではないことが伝わるようにしてほしい。（落合委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全体的なバランスを考慮しながら今後検討する。</li> <li>■ 今回は例示として記載予定</li> </ul>

## 第14回民間利活用作業班での検討課題に対する主なご意見について（詳細） < 4 / 4 >

カテゴリ	主なご意見	対応方針
<b>課題④「インポート／エクスポート機能具備の要否」</b>		
長期的な情報の保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インポート、エクスポート機能の論点は難しく、相互運用性は基本的指針ならではの特征だと考えている。個人に対するPHRの位置づけが、PHRの機能にも関与してくる部分だと思う。今後、検討する機会があるとよい（落合委員）</li> <li>● マイナポータルではPHRに関する情報の保存期間は5年と定められているが、実務を考えると、個人の情報は一生持ち歩けた方がよいと思う。一方で、民間事業者側だけに情報保管の負担がかかりすぎないように、官民で情報の保持について検討していく必要がある（落合委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 今後の対応のご意見として伺った</li> </ul>
情報の保管期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● PHR提供事業者は利用者が亡くなった場合に、事業者が保有していた情報をいつまで残すのか。情報の保管期限を設けるのか。（小野寺委員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ PHRでは事業者と利用者の中でサービス内容を契約で合意する事項であり、基本的指針の対象外と認識</li> </ul>